

事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-5
環境保全の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

廃棄物対策課長 伊藤 耕

電話番号

0852-22-6173

事務事業の名称		PCB廃棄物処理推進事業
目的	(1) 対象	島根県内でPCB廃棄物及びPCB使用製品を保有している事業者
	(2) 意図	1. 保有中のPCB廃棄物等を、法律で定める期限までに適正に処理させる 2. 保有中のPCB廃棄物等が処理されるまでの間、適正に保管させる
事業概要	【処理費用の助成】 中小企業者等が保有する高濃度PCB廃棄物（トランス、コンデンサー、安定器等）の処理費用を軽減するための基金に対し補助を行う。 【適正処理の推進】 未処理の事業者に対する制度周知を行うとともに、保有事業者に対する早期かつ適正な処理の指導を実施する。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名 高濃度PCB廃棄物処理率	目標値		95.0	96.0	98.0	100.0	%
		取組目標値						
	式・定義 処理済みのPCB廃棄物量/処理開始前のPCB廃棄物保管量	実績値	94.2	94.8				
		達成率	-	99.8	-	-	-	%
2	指標名 適正保管率	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	%
		取組目標値						
	式・定義 保管状況等届出事業場数/PCB廃棄物保管事業場数	実績値	100.0	100.0				
		達成率	-	100.0	-	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	5,416	11,844
うち一般財源 (千円)	0	0

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

【高濃度PCB廃棄物の処理状況】 未処理台数/進捗率 トランス類 0台/100.0% コンデンサー類 17台/98.8% 安定器等・汚染物 774台/94.4% ※平成29年3月末における推計
--

6. 成果があったこと（改善されたこと）

・高濃度PCB廃棄物のうちトランス・コンデンサーについて、第3次掘り起こし調査を実施することで、ほとんどの保有者を把握するとともに、把握できた保有者に対して適正保管・早期処理について指導を実施出来た。
 ・過去5回に渡る重点搬入期間での取組により、把握している高濃度PCB廃棄物の処理は約9割が完了した。
 ・平成29年度末までが処分期間となっているトランスやコンデンサー等は98.8%が処理完了となっているが一部未処理の事業者が残っている。

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

・トランスやコンデンサーについては、掘り起こし調査の実施によりほとんど把握が出来ているが、一部把握出来ていない事業者が存在する可能性がある。
 ・把握済みの事業者のうちコンデンサーが17台処理が出来ていない状況である。
 ・安定器等については、対象となる施設等がどの程度存在するか不明であり、県内にどの程度残っているか把握出来ていない。

②困っている状況が発生している「原因」

・PCB使用製品やPCB廃棄物を保管・所有していることを分かっていない事業者で行政が把握できていない事業者が存在する可能性がある。
 ・コンデンサーの未処理事業者は費用面等により処理が進んでいない。
 ・トランスやコンデンサーについては、電気事業法による届出等の元となる事業者一覧が存在したことから、掘り起こし調査を実施出来たが、安定器については、元となるデータがないことから把握が困難である。

③原因を解消するための「課題」

・全ての高濃度PCB廃棄物等保有者に対して周知をする。
 ・未処理事業者を早期に把握し、早期処理を推進する。
 ・県内にどの程度安定器が存在するか把握する。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

・適正な処理は適正な届出からはじまることから、事業者に対して引き続き広報を実施し、適正な届出を促す。
 ・環境省・地方環境事務所、地方産業保安監督部、JESCO等の関係機関と連携し未処理事業者の把握を行うとともに、保有事業者に対し適正保管と早期処理を個別に指導し、処理期限までの一日でも早い処理完了を目指す。
 ・トランス・コンデンサー類の処分期間内の処分を実施しない事業者に対して、改善命令を行う。
 ・処理期限内に処理が行われないおそれがある場合、行政代執行を行う。
 ・安定器について、実態調査により推計する存在割合により、対処方針を検討することになるが、特に大量に存在することが判明した場合は、新たな啓発方法等について検討する必要がある。